

## 第1章 文化的景観の位置及び範囲

### (1) 計画の目的

蘭島及び三田・清水の農村景観は、有田川の流れによって形成された地形を基盤に、古来より農林業を主体とした生業を営む中で、人と自然の相互作用によって形成された有田川上流域の自然、歴史、文化、生業、信仰が重層的に結びついた地域固有の文化を表象する景観である。その景観は、蘭島という独自性の高い棚田景観と周囲の河川、農地、集落、森林の一体性とその継承が大きな価値となっている。蘭島の棚田景観については、日本の棚田百選や第4回「美しい日本のむら景観コンテスト」で農林水産大臣賞を受賞するなど、全国的にも高く評価されており、これまで主として観光資源としての活用が図られてきたが、その活用が必ずしも営農の継続や景観保全に十分還元されていないのが現状である。また、近年の社会、経済情勢の変化に伴う中山間地域を取り巻く厳しい環境下において、これまでのような消費型の観光施策のみでは、将来にわたって文化的景観の保存と継承を行うことについても危惧され始めた。

有田川町では、先人達の長い営みによって形成された文化的景観が、当地域固有の歴史や風土を伝える貴重な文化遺産であることを評価し、文化的景観として適切に保護すること、そしてその価値を地域住民と行政が共有することによって住民参画と官民協働による持続可能な保全と継承を行い、より一層の活用を図ることによって地域活性化を実現することを目的として、重要文化的景観の選定について申出を行うこととした。本計画では、蘭島及び三田・清水の農村景観をかけがえのない地域の財産として将来に継承するために、本計画において適切な保全と活用の方向性を示すものである。



写真1 蘭島の棚田景観

## (2) 検討体制と計画策定の経過

有田川町教育委員会では、文化的景観の保存調査及び保存計画策定にあたり、地質学、植物・動物生態学、史学、工学、経済学などの有識者とあられぎ島景観保全保存会など地元関係者から構成される蘭島文化的景観保存調査委員会を平成22年10月に設置し、保存計画の策定を進めた。委員会の構成は下記のとおりである。

保存調査委員会は、申出までに9回開催し、調査内容や成果、文化的景観の範囲、景観構成要素、景観計画との連携など多岐にわたる事項について協議検討を行った。保存調査によって明らかになった成果や文化的景観の価値については、平成23年3月より18回にわたって町広報誌で連載を行う一方、成果報告会やフォーラムを開催し、理解増進に努めた。また、地元関係集落や水利組合等に対する説明会についても随時開催しながら合意形成を図った。



写真2 蘭島文化的景観保存調査委員会

表1 蘭島文化的景観保存調査委員会の構成

	氏名	役職	備考
委員	此松 昌彦	和歌山大学教育学部教授	地質学
委員	高須 英樹	和歌山大学教育学部教授	植物生態学
委員	有本 智	NPO 法人 自然回復を試みる会・ビオトープ孟子理事	動物生態学
委員	海津 一朗	和歌山大学教育学部教授	歴史学（中世史）
副委員長	藤本 清二郎	和歌山大学教育学部教授	歴史学（近世史）
委員	足立 啓	和歌山大学システム工学部教授	工学（景観関係）
委員長	本多 友常	和歌山大学システム工学部教授	
委員	宮川 智子	和歌山大学システム工学部准教授	
委員	平田 隆行	和歌山大学システム工学部准教授	
委員	原 祐二	和歌山大学システム工学部講師	
委員	蘇理 剛志	和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課副主査	民俗学
委員	大西 敏夫	和歌山大学経済学部教授	農業経済学
委員	二澤 久雄	有田川町文化財保護審議会委員	郷土史
委員	西林 輝昌	あられぎ島景観保全保存会会長	耕作者代表

オブザーバー	氏名	役職	備考
	鈴木 地平	文化庁記念物課文化的景観部門技官	
	渋谷 高秀	和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課班長	平成22年度担当
	黒石 哲夫	和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課班長	平成23・24年度担当
	瀬谷 今日子	和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課技師	平成22年度担当
	高橋 智也	和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課副主査	平成23年度担当
	佐々木 宏治	和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課主査	平成24年度担当

### (3) 有田川町景観計画

平成 16 年の景観法の制定に伴い、和歌山県では平成 20 年 3 月に和歌山県景観条例を、平成 20 年 12 月に和歌山県景観計画を策定した。これにより、景観行政団体である和歌山市、高野町を除く和歌山県下全域が景観計画区域に含まれることになった。有田川町では、重要文化的景観の選定事業と連動して、平成 22 年度より有田川町独自の景観条例、景観計画の策定について検討を始め、和歌山県との協議を重ねた。平成 23 年 7 月には、有田川町景観計画等検討委員会を設置し、町民 2,000 人を対象としたアンケートによる町民意識調査等を行いながらその内容について審議を行った。平成 24 年 9 月には、有田川町景観条例を策定し、平成 24 年 11 月 1 日付けで県内では 3 番目となる景観行政団体へと移行した。その後、住民の意見公募を行い、平成 25 年 1 月に有田川町景観計画を策定した。



写真 3 有田川町景観計画等検討委員会

#### 【有田川町景観計画の概要】

有田川町には、高野龍神国定公園、生石高原県立自然公園、城ヶ森鋒尖県立自然公園、日本の棚田百選に選ばれた「蘭島」や「壮大なみかん畑」など、有田川の上流域から下流域に至るそれぞれの地域において、有田川町らしい良好な景観が残されている。

有田川町の景観は、東は紀伊山地、北は長峰山脈、南は白馬山脈に囲まれ、これらの山々と有田川流域という地形等の自然的要素によって景観的な骨格が形成されている。特に、河川的作用によって形成された地形の特徴は、金屋地区西部を境に上流域と下流域の 2 つに大別でき、それぞれにおいて、独特の地形や気候を生かした生業・産業の景観が地域を特徴付けている。また、町内には、指定文化財など地域の歴史を伝える貴重な資源が多く残っており、町域を取り囲む山頂等の高台は、有田川や周囲の山々等を眺望できる優れた視点場となっている。

有田川町景観計画は、有田川町が有する良好な景観を保全・育成・創出し、有田川町ならではの個性と魅力に磨きをかけるまちづくりの推進を目的として、住民や事業者、行政が取り組む景観形成の方針を明らかにしたものである。

図 1 有田川町の景観分類

地域景観の骨格	有田川上流域 (清水～金屋)	有田川下流域 (金屋～吉備)
地域を特徴付ける 生業・産業の景観	棚田のある里山景観	みかん畑のある里山景観 ----- 新たな表情をつくる産業の景観
歴史を伝える景観	歴史的文化遺産周辺の景観	
地域を見渡す景観	山頂等の高台からの見下ろしの景観	

## 【計画の性格と構成】

有田川町景観計画では、有田川町全域を景観計画区域に定め、めざすべき景観像を明らかにするとともに、大規模行為を対象とした緩やかな景観に関する景観形成基準を定めた。一方で、地域の特性を活かした景観形成に取り組むために、景観計画区域の中に景観重要地域を定めている。景観重要地域では、地域独自の景観に関する方針及び景観形成基準を尊重し、地域住民と行政とが連携しながら景観形成を図ることとした。また、農林業の振興や定住促進など、景観に関連するまちづくりの進捗や地域住民の景観意識の高まりに応じて、景観重要地域を順次指定するなど、計画の改定を柔軟に行いながら段階的に成長していく計画としている。



写真4 有田川下流域のみかん畑と集落

## 【基本目標】

有田川町の景観は、緑なす紀伊山地や長峰山脈、白馬山脈の山々、変化に富んだ有田川とその支流により骨格が形成されている。有田川町では、有田川流域の独特の地形に造成された棚田や段々畑など美しい農林業の景観が保たれ、その中に点在する集落や市街地の落ちついたたたずまい、歴史的文化遺産などが一体となって、有田川町らしい景観が形づくられてきた。これらの有田川町らしい良好な景観は、人々の生活や生業の中で生まれ、支えられ、継承されてきたものであり、私たちはこれらの取組に敬意を表しながら、身近なところに当たり前のようにある有田川町らしい景観の価値に気づき、その成り立ちを丹念に読み解き、共有していく過程を通じて保全し、創造し、次代に引き継いでいかなければならない。このような認識の下に、町、町民、事業者及び来訪者が協働し、有田川町らしい良好な景観の形成を図っていくものとする。

## 【めざすべき景観像の実現】

### ① 気候・風土を生かした農の景観の魅力を醸成する

稲作、みかん、山椒など地域色豊かな農地の景観をふるさとの「顔」として維持・活用し、魅力を高める。

### ② 山地や森林、河川等の骨格となる自然景観を保全する

かけがえのない財産である自然と、それらが創り出す骨格的な景観を保全する。

### ③ 新たな表情をつくる幹線道路沿道の景観の魅力を高める

まちに賑わいや活力を生み出す商業の振興とあわせて、産業活動が創り出す景観の魅力を高める。

### ④ 多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する

高野参詣道など古道沿いに点在する歴史的文化遺産を保全し、魅力を高めながら次代に継承する。

## 【めざすべき景観像の実現に向けた取組】

### ① 景観の魅力を読み解き内外へと発信する

景観に対する町民意識の高揚、魅力ある景観を町外に広く発信

### ② 農林業の振興や地域の活性化につながる協働の景観づくりを推進する

耕作放棄地や空き家対策など、本町にふさわしい景観づくりの推進

住民との協働による地域に根ざした景観づくりの推進

### ③ 大規模行為や屋外広告物を適正に誘導する

大規模な土地の改変を生じさせる行為の適正な誘導、屋外広告物の適正な誘導

#### (4) 重要文化的景観の区域

蘭島及び三田・清水の農村景観の主体となる構成要素は、蘭島をはじめとした棚田であり、伝統的な土地利用の維持継承によって良好な景観が保たれている。また、景観の保全継承にあたっては、明暦元年（1655）に開削された上湯用水路とそれを維持管理している田人と称される水利組合の活動が大きな役割を果たしている。さらに、蘭島及び三田・清水の農山村景観の保全にあたっては、蘭島だけではなく、周辺部の保全、活用をいかに図るかが大きな命題である。以上の諸点を勘案し、重要文化的景観の申出範囲の設定にあたっては、まず蘭島と同じ上湯用水路によって用水されている受益地一帯を含む地区を対象範囲とし、現在の上湯用水路の取水口を南限として捉え、東西限は清水西原地区、湯子川地区の受益地を包括する範囲を有田川、湯川川を境として設定した。蘭島及び三田・清水の農村景観は、極めて固定的な視点場が存在することが大きな特徴となっているが、現在その景観を一望することができる三田区蔵王権現社と、その北隣にあるかつての眺望区域を北限として捉えた。また、蘭島は江戸時代初期に当地域の初代大庄屋であった笠松左太夫が新田開発を行ったことが歴史史料から明らかであるが、蘭島とは有田川を挟んだ東側に位置し、昭和初期まで当地域の農家の副業として盛興した保田紙の製造が創始された歴史的にも関わりが深い清水小峠地区を範囲に含め、今後のまちづくりの観点からも範囲の検討を行った。

以上の検討をもとに設定した文化的景観の範囲は、清水区西原地区、清水区湯子川地区の一部、清水区小峠地区、三田区の一部の4地区に及び、対象地域面積104.9ヘクタールの範囲を重要文化的景観の申出区域とした（写真6、図2）。また、今後は地域住民の意識向上や理解促進を深めた上で、周囲の区域についても対象地として検討を進めていくこととする。



写真5 蘭島の文化的景観地区航空写真

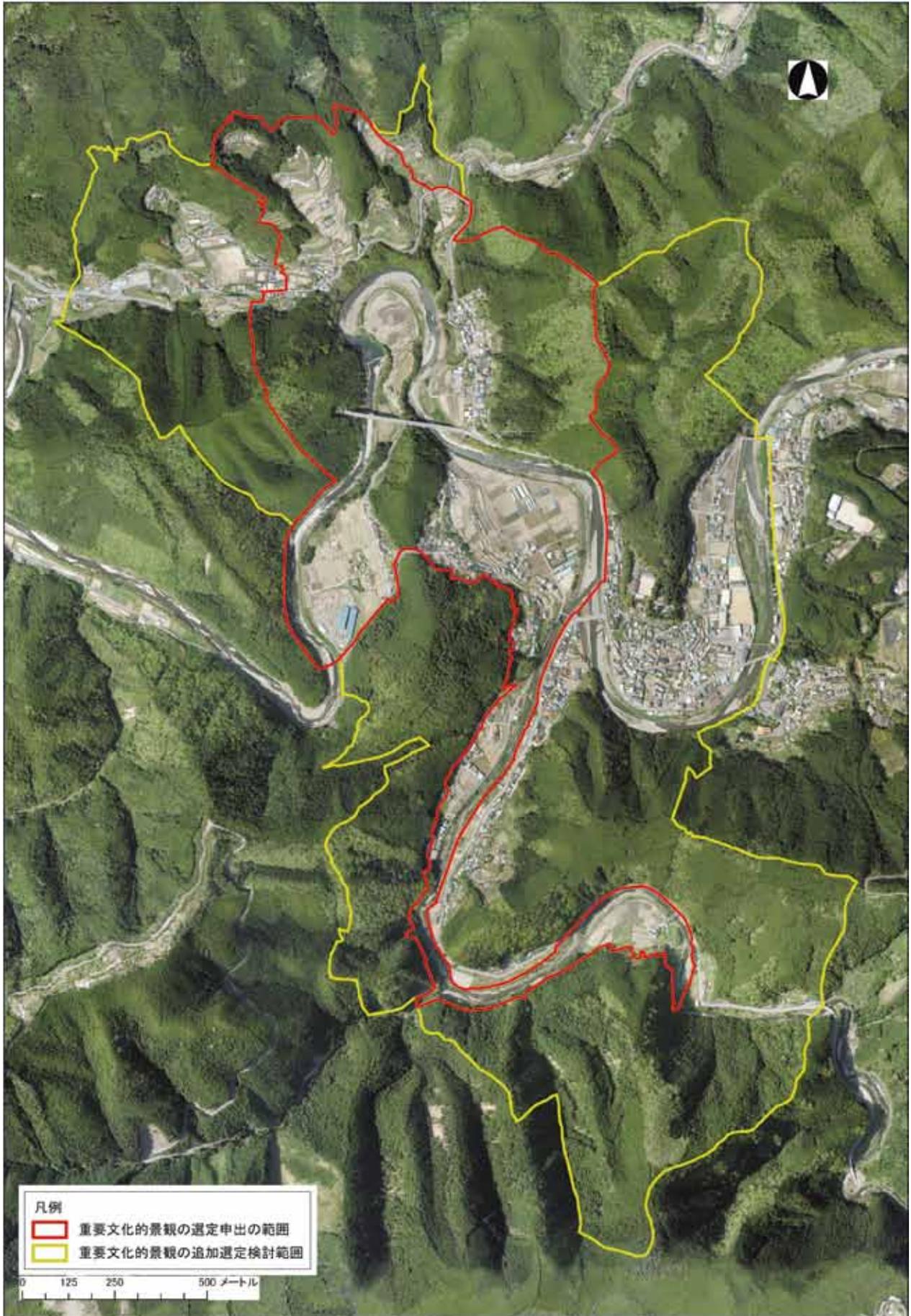


写真6 重要文化的景観の申出区域（航空写真）

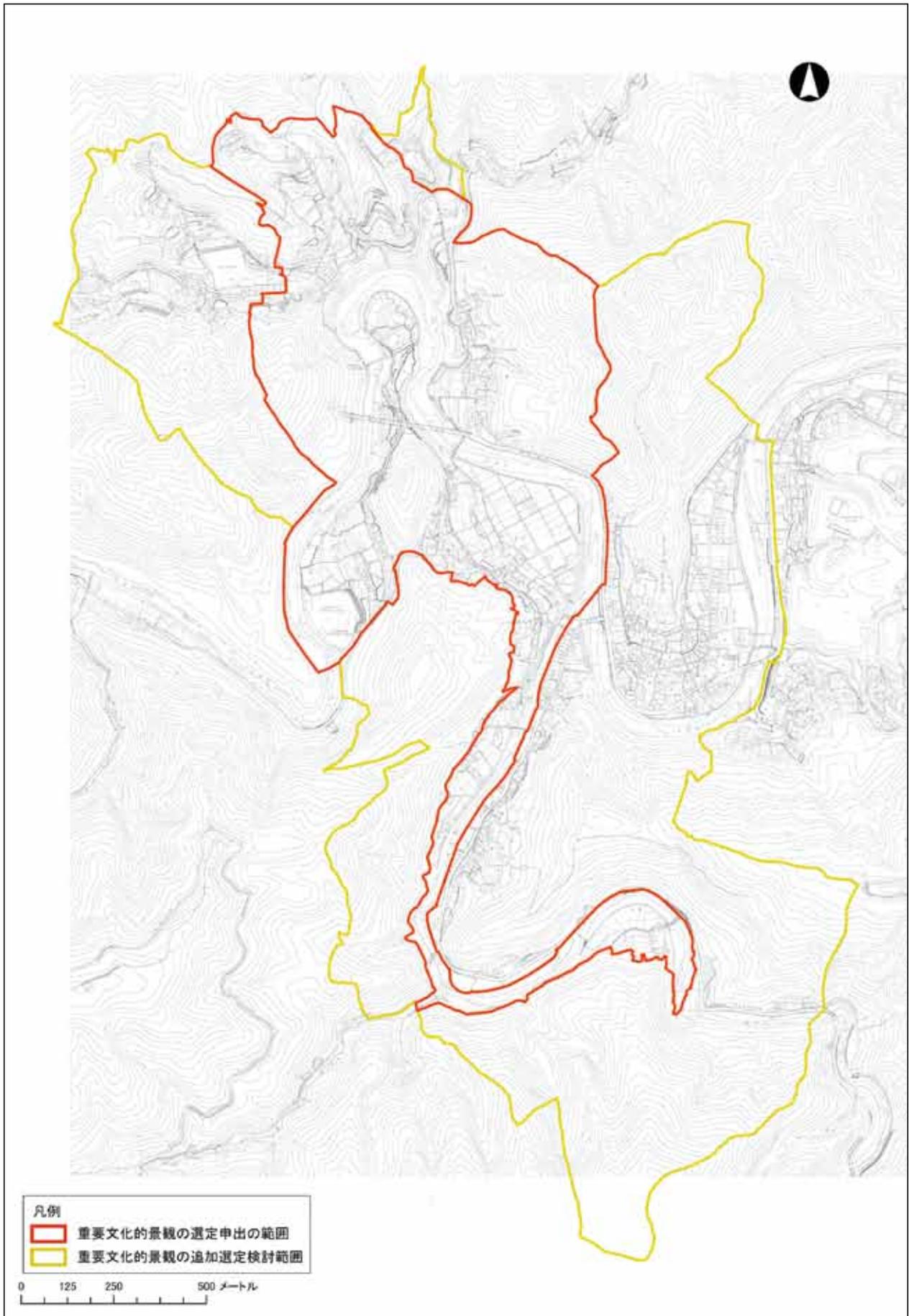


図2 重要文化的景観の申出区域（地形図）